

介護老人保健施設 エスポワール立神

重要事項説明書

施設所在地 枕崎市火之神町630番地
電話 0993(73)2266
FAX 0993(73)2265

1. 基本的運営方針について

- ①利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立ってサービスを提供します。
- ②明るく家庭的な雰囲気の中で家庭との結びつきを大切にするサービスを提供します。
- ③地域、関連機関との連携により継続的な安心できるサービスを提供します。
- ④施設介護サービス計画に基づき、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するサービスの提供に努めます。
- ⑤サービス提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、説明と同意を基本とします。
- ⑥サービス提供にあたっては、自らその質の評価を行い、常に資質向上に努めます。

2. 提供されるサービス内容について

①診療

- (1)常に利用者の病状や心身の状態の把握に努め、診療にあたっては的確な診断を基とし、利用者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行います。
- (2)常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。
- (3)利用者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供する事が困難であると認められた場合は、協力病院その他の病院又は診療所への入院のための措置を講じたり、又は往診や通院により他の医師の対診を求める等により利用所者の診療について適切な措置を講ずるよう努めます。
- (4)利用者のために往診を求め、又は利用者を病院又は診療所へ通院させる場合には当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該利用者の診療状況に関する情報の提供を行います。

②リハビリテーション

- (1)利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行うよう努めます。
- (2)利用者の病状や心身の把握に努め目標を設定し、効果的なリハビリテーションが行えるよう努めます。また、リハビリ計画書は定期的に見直しをします。
- (3)リハビリテーションは、利用者1人について少なくとも週2回以上行います。

③看護及び医学的管理の下における介護

- (1)利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術を持ってサービスを提供します。
- (2)利用者の入浴は、1週間に2回以上、適切な方法により実施します。
 - ア、入浴の実施にあたっては、利用者の自立支援に資するよう、その心身の状況を踏まえ、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施します。
 - イ、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清拭を実施するなどにより、身体の清潔保持に努めます。

(3)利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うよう努めます。

ア、排泄に関わる介護に当たっては、利用者の心身の状況や排泄状況などをもとに、トイレ誘導や利用者の自立支援に配慮した排泄介助など適切な方法により実施します。

イ、おむつを使用せざる得ない場合は、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつ交換を実施します。

④食事の提供

(1)利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮するとともに、適切な時間に提供出来るようにします。

(2)利用者の食事は、自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めます。

ア、利用者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行います。

イ、調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておきます。

ウ、利用者の食事は、適切な衛生管理がなされたものであるよう努めます。

エ、食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降を原則とします。

⑤相談及び援助

常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うよう努めます。

⑥その他のサービスの提供

(1)適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めます。

(2)常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めます。

(3)居宅に訪問し、生活環境整備に関する助言を行います。

(4)介護教室等を通じ、介護者への介護指導を行います。

(5)介護認定手続きに関わる業務を行います。

3. 利用料及びその他の費用の受領（利用料金表参照）について

①施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合、利用者から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払いを受けます。

②施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合、法定代理受領サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにします。

③施設は、上記のほか以下の費用の支払いを受けることができます。

ア、多床室の提供に伴う必要な費用(光熱費相当)

イ、個室の提供に伴う必要な費用(光熱費+室料相当)

ウ、食事の提供に伴う必要な費用

エ、入所者が選定する特別な食事の提供に伴う必要な費用

オ、入所者が選定する特別な室料

カ、理美容代

キ、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させる事が適当と認められるもの

ク、預り金の出納管理にかかる費用

- ④施設は上記サービスの提供に当たり、利用者及び家族に対し、あらかじめ当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得て行います。

4. 施設サービス計画の作成について

- ①計画担当介護支援専門員は、利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者・家族の希望、利用者の能力、生活環境の評価に基づき施設サービス計画を作成します。入所中の生活支援は当計画に基づき行われます。
- ②施設サービス計画は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止の視点で作成されます。
- ③施設サービス計画は、サービス担当者会議を通じ専門的観点から内容の調整を図り、利用者・家族への説明・同意を経て利用者に交付します。
- ④施設サービス計画は、定期的面接、モニタリング、サービス担当者会議の実施により定期的又は必要に応じ随時見直しをします。

5. 施設利用にあたっての留意事項について

- ①入所中の、他医療機関への受診については施設医師に相談してください。
- ②外出、外泊は管理者への届け出が必要です。
- ③職員への心遣いや、利用者間の金品の貸し借りは禁止します。
- ④おやつ等の持ち込みは衛生管理上、家族と一緒に頂く程度に限らせていただきます。
- ⑤施設運営上、事前連絡を前提として居室の変更を行う場合があります。
- ⑥家電品の持ち込みについては管理者の許可が必要です。
- ⑦状態の急変等の場合、医師の判断により他医療機関に移送する場合があります。その状況により家族への連絡が遅れる場合があります。
- ⑧他利用者への著しい迷惑が認められる場合、家族との協議の上、入所をお断りする場合があります。
- ⑨以下に該当した場合遅滞なく市町村へ通知します。
 - ア、正当な理由なく施設サービス利用に関する指示に従わない事により、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
 - イ、偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- ⑩施設内における物品販売、勧誘行為、他者に迷惑となるような宗教活動は禁止します。

6. 秘密保持及び個人情報の保護

- ①職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、正当な理由なく、在職中及び退職後も漏らしません。そのための必要な措置として、守秘義務を就労規則に定め、入職時研修を行うとともに誓約書を取り交わす事とします。
- ②施設は、業務上個人情報を用いる場合はあらかじめ利用者家族の了解を文書により得る事とします。情報利用においては「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切に行います。

7. 苦情処理について

- ①施設は提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口ならびに担当者及び苦情対応委員会を設置し、事実関係の調査、改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じます。
- ②利用者及び家族から苦情があった場合は、苦情対応委員会に諮り苦情対応手順に沿って適切に対応します。③利用者及び家族からの苦情に関して、県、市町村ならびに国民健康保険団体連合会より求めに応じ調査に協力し、その改善の内容について報告します。

8. 事故発生時の対応について

- ①施設は、安心して入所生活を送っていただけるよう事故発生の原因解明、再発の予防対策検討のための事故防止委員会を設置します。
- ②事故発生時は、事故対応マニュアルに沿って速やかに必要な処置を行うとともに、事故の状況及び事故に際し採った処置について記録し保存します。
- ③事故発生時は、速やかに家族及び関係事業所等に連絡をとり、重大な事故については、他医療機関の協力を仰ぐと共に市町村へ連絡します。
- ④施設は、施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。但し利用者の過失による事故はこの限りではありません。
- ⑤利用者の過失により施設が損害を被った場合は、利用者ならびに家族等は連帯して施設に損害の賠償をすることとします。

9. 身体的拘束等について

- ①施設は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ②緊急やむを得ない事由により身体的拘束を行う場合は、家族の同意の下、そのやむを得ない利用者の心身状況、時間、緊急を要する理由等を記録します。

10. 虐待防止について

- ①事業所は、利用者の虐待防止を図り利用者の人権を保護し、健全な支援を提供します。
- ②虐待の事実を確認した場合は、必要な記録に基づき早急に改善のための対策を講じるとともに関係機関へ通報します。

11. その他の施設運営に関する事項について

①協力病院

当施設では下記の病院に協力を頂いています。

立神リハビリテーション温泉病院	枕崎市火之神町620番地
小原病院	枕崎市折口町109番地
ふぁみりー歯科	枕崎市港町9番地

②サービス提供の拒否

施設は、入院治療が必要と認められる場合や、施設サービス提供が困難と認められる場合、その他正当な理由なくサービス提供を拒否する事はありません。サービス提供困難と判断されたときは適切な医療機関等の紹介を行います。

③サービス提供記録の開示について

当事業所は、本人及び家族の求めに応じ介護サービス提供に関する記録を開示します。

- ④その他この規定に定めない事項については、基準省令「介護保険施設の人員、施設及び設備運営に関する基準」に準じます。